

○令和5年3月31日（金） 特殊車両通行確認システムの集中改善期間の取組等について

1. 経緯

○特殊車両通行確認システム（以下「確認システム」）のプログラム照査及び不具合の改修完了（令和4年8月9日公表）後、今後予期せぬ不具合が発見される場合に備え、令和4年度末までの期間を集中改善期間と位置づけ、システムの運用を行いながら、改善すべき事象が発見された場合には必要な改修を進めてまいりましたので、その結果をご報告いたします。

2. 集中改善期間の取組

○集中改善期間に確認システムで発行された回答書について、車両の登録、車両条件の確認、経路の検索、回答書の発行それぞれの段階で、誤りがないかを事後的にチェックした結果、システムの不具合は発見されませんでした。具体的には以下の方法で確認を行いました。

・車両の登録段階のチェック

多様な車種の既発行回答書16件（集中改善期間の既発行回答書の約1%）について、自動車検査証に記載されている車両諸元の値より審査に有利な値に変更されていないかを確認する。

・車両条件の確認、経路の検索段階のチェック

既発行回答書約160件（集中改善期間の既発行回答書の約1割）について、許可システムに、既発行回答書と同一の車両情報を入力し、算定を行い、交差点・橋梁等における通行条件や通行可能経路の結果が既発行回答書のものと整合していることを確認する。

・回答書発行段階のチェック

既発行回答書約320件（集中改善期間の既発行回答書の約2割）について、分割可能な貨物の運搬の可否に誤りがないか、通行時間帯に誤りがないか、その他文字化け等の表示エラーがないかなどの視点で表示内容をチェックし、回答書の発行機能に不備がないか確認する。

3. 改善すべき事象の改善

○一方で、申請者からのお問い合わせを受け、以下の3つの改善すべき事象が発見されたことから、必要な改修等を進めてまいります。

(1) 登録車両一覧の表示画面で、101 件目以降の車両を選択し、車両諸元を表示しようとする、1 件目の車両の車両諸元が表示される。(令和 4 年 9 月 22 日改修済)

(2) 連結時車両諸元入力画面で、入力ミスによりエラーメッセージが表示されているにも関わらず、エラー表示画面を閉じずに、車両諸元の入力等の他の操作を行おうとすると、元の画面がグレーアウト表示となる。(申請者の問合せに対し、ブラウザの更新ボタンで復旧可能である旨を周知済。令和 5 年 4 月上旬改修予定)

(3) 申請者に誤解を与える交差点の通行条件の回答書の記載

○以下のとおり、交差点において通行可能経路以外の折進の通行条件が記載されることから、申請者に誤解を与える交差点の通行条件の回答書の記載が発見されました(別紙参照)。

- ・確認システム上、交差点では通行可能経路を含む全ての直進及び折進の通行可否及び通行条件を判定し、回答書の「通行経路条件一覧」の当該交差点には最も厳しい通行条件が記載されている。
- ・例えば、交差点において、通行可能経路である直進は寸法 B 条件(徐行)だが、通行可能経路以外の折進が寸法 C 条件(徐行、誘導車配置等)の場合、回答書の「通行経路条件一覧」の当該交差点には寸法 C 条件が記載されている。
- ・このような回答書の記載のため、申請者に対して、通行可能経路の交差点の通行にあたり、本来不要な通行条件が必要であるとの誤解を与えている。

○上記の申請者に誤解を与える交差点の通行条件の回答書の記載については、以下の手順で改修を行う予定です。

- ①回答書の鑑に「別紙「通行経路条件一覧」の交差点の寸法 C 条件については、当該交差点において折進する場合に適用するものであり、原則、直進する場合には適用しない」旨を記載するシステム改修を行う。【令和 5 年 4 月上旬改修予定】
- ②交差点においては、通行可能経路のみが寸法 C 条件と判定された場合に限って「通行経路条件一覧」に寸法 C 条件を記載するシステム改修を行う。【令和 5 年夏改修予定】

○なお、特殊車両を通行させる申請者の皆様及び道路管理者の皆様におかれましては、上記①のシステム改修前であっても、別紙「通行経路条件一覧」の交差点の寸法 C 条件については、当該交差点において折進する場合

に適用するものであり、原則、直進する場合には適用しないことをご承知おき下さい。

○上記の改善すべき事象により、特殊車両を通行させる申請者の皆様をはじめ、関係者にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

4. 今後の対応

○今後は、上記の改善すべき事象の改修を進めるとともに、引き続き、システムの運用を行いながら、不具合等が発見された場合には必要な改修を進めてまいります。なお、システム改修の状況等については、特車 PR サイト等において、利用者の皆様に随時お知らせいたします。

申請者に誤解を与える交差点の通行条件の回答書の記載

- 確認システム上、交差点では通行可能経路を含む全ての直進及び折進の通行可否及び通行条件を判定し、回答書の「通行経路条件一覧」の当該交差点には最も厳しい通行条件が記載されている。
- 例えば、交差点において、通行可能経路である直進は寸法 B 条件（徐行）だが、通行可能経路以外の折進が寸法 C 条件（徐行、誘導車配置等）の場合、回答書の「通行経路条件一覧」の当該交差点には寸法 C 条件が記載されている。
- このような回答書の記載のため、申請者に対して、通行可能経路の交差点の通行にあたり、本来不要な通行条件が必要であるとの誤解を与えていることから、今後システム改修を行う。

寸法C条件の交差点例(2地点2経路検索)



2地点2経路検索の通行経路図
(茨城県北茨城市ー取手市)

比較的小型のラフテレーンクレーン（幅2.6m、長さ約11.5m、高さ約3.5m）の茨城県内の2地点2経路検索において、通行可能経路である交差点の直進は寸法 B 条件にも関わらず、「通行経路条件一覧」には折進の寸法 C 条件が付されている。

酒門六差路
(茨城県水戸市酒門町)



直進 寸法 B 条件(徐行)

折進の一部 寸法C条件
(徐行、誘導車配置等)

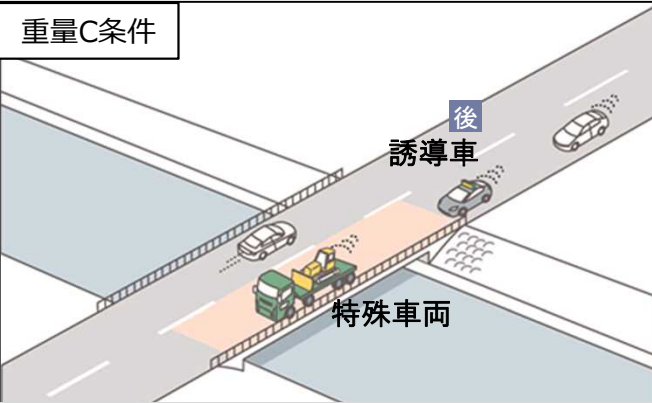
- 耐荷力の低い橋梁、狭隘な交差点等を重量又は寸法の大きい特殊車両が通行する際は、道路構造の保全、交通の危険の防止の観点から、その特殊車両のみで通行することが必要。
- このため、誘導車を配置し、他の車両の排除等を行わせることを義務付け。

【条件の内容】

通行条件	重量に関する条件	寸法に関する条件
C	橋等において、徐行するとともに、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し、同一径間から他の車両を排除	(屈曲部、幅員狭小部又は上空障害箇所) 徐行するとともに、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて通行すること。 (交差点) 徐行するとともに、許可車両の前方に1台の誘導車を配置し、その連絡又は合図を受けて、誘導車に続いて左折又は右折すること。
D	橋等において、徐行をするるとともに、許可車両の後方に1台の誘導車を配置し、同一の径間内の2車線内から他の車両を排除	

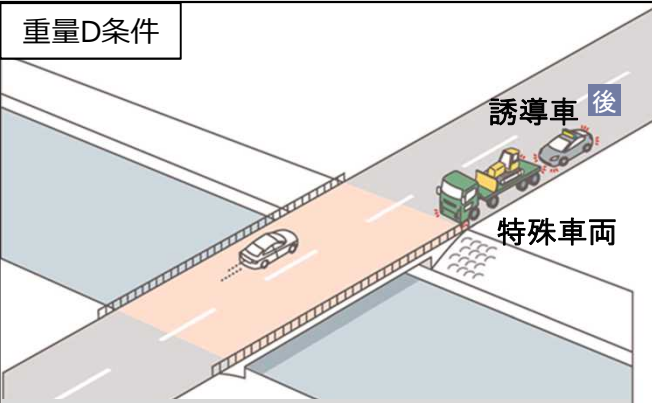
【誘導車の役割(例)】

重量C条件



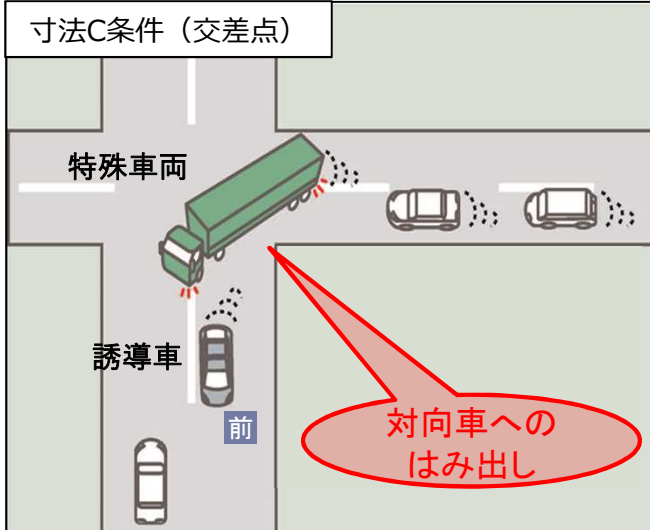
- ・徐行
- ・許可車両の後方に誘導車配置
- ・赤色内の他車を排除

重量D条件



- ・徐行
- ・許可車両の後方に誘導車配置
- ・赤色内の他車を排除(他車併進不可)

寸法C条件 (交差点)



対向車へのはみ出し

※ S31年の基準で建設された橋梁で大規模な改修が行われていないものなど